

商 品 名 (愛 称)	退職金専用特別金利定期預金 「スーパーかぐらプラス」							
販 売 対 象	・ご退職を迎えられた個人のお客さま ※退職金の受取日から1年以内の預入れが条件となります。							
預 金 種 類	スーパー定期、スーパー定期300							
預 入 期 間	1年・3年（満期後は、店頭表示金利で自動継続となります。）							
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・一括預入 ・100円以上1,000万円以内 ・1円単位							
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。							
利 息 (1) 適 用 金 利	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>適 用 金 利 (年 利)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・「年金受取口座指定予約票」をお申込みのお客さま ※満55歳以上のお客さまが対象となります。 ・既に当金庫と年金のお取引があるお客さま、または裁定請求手続き等で年金指定が確認できるお客さま</td> <td>店頭表示金利+0.50%</td> </tr> <tr> <td>上記以外のお客さま</td> <td>店頭表示金利+0.25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上乗せ金利は当初預入期間のみの適用となります。初回満期継続後の適用金利は継続日当日の店頭表示金利が適用されます。</p>		対 象	適 用 金 利 (年 利)	・「年金受取口座指定予約票」をお申込みのお客さま ※満55歳以上のお客さまが対象となります。 ・既に当金庫と年金のお取引があるお客さま、または裁定請求手続き等で年金指定が確認できるお客さま	店頭表示金利+0.50%	上記以外のお客さま	店頭表示金利+0.25%
対 象	適 用 金 利 (年 利)							
・「年金受取口座指定予約票」をお申込みのお客さま ※満55歳以上のお客さまが対象となります。 ・既に当金庫と年金のお取引があるお客さま、または裁定請求手続き等で年金指定が確認できるお客さま	店頭表示金利+0.50%							
上記以外のお客さま	店頭表示金利+0.25%							
(2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	スーパー定期、スーパー定期 300 の利払方法を適用します。 スーパー定期、スーパー定期 300 の計算方法を適用します。							
税 金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。)							
手 数 料	—							
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。							
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は当金庫所定の税率とします。							
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。							
そ の 他 参 考 と なる 事 項	・他の上乗せ金利との併用はできません。 ・対象期間中であれば、お一人様で複数口(1,000万円以内)のお預け入れが可能です。							
預 金 保 険 に つ い て	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)							

商 品 名 (愛 称)	退職金専用特別金利定期預金 「スーパーかぐらプラス」																														
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>・苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9時～17時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。</p> <p>*お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="560 725 1310 1084"> <thead> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受付媒体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p> <table border="1" data-bbox="357 1344 1509 1921"> <thead> <tr> <th colspan="4">東京三弁護士会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00</td> <td>月～金(祝日、年末年始除 く) 9:30～12:00、 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談	東京三弁護士会				名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除 く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)																															
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7																														
電話番号	03-3517-5825																														
受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00																														
受付媒体	電話、手紙、面談																														
東京三弁護士会																															
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター																												
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3																												
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																												
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除 く) 9:30～12:00、 13:00～17:00																												

商 品 名 (愛 称)	退職金専用特別金利定期預金 「スーパーかぐらプラス」
	<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/)をご覧ください。</p> <p>(1)現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2)移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>

日本海信用金庫